



府益担第3165号
平成24年3月5日

公益財団法人関西盲導犬協会
串田 壽明 殿

内閣総理大臣
野田 佳彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成24年3月5日 から 平成29年3月4日 まで